

川崎市技能職団体研修等補助金交付要綱

(通 則)

第1条 川崎市技能職団体研修等補助金（以下「補助金」という。）の交付については、川崎市補助金等の交付に関する規則（平成13年川崎市規則第7号）によるほか、この要綱に定めるところによる。

(目 的)

第2条 この要綱は、市内の技能職団体が経営基盤の確立、社会的地位の向上、技能の練磨、後継者育成等を図るために実施する事業に対し、予算の範囲内において補助金を交付することにより、本市技能職団体の振興発展を図るとともに、市民生活の向上に寄与することを目的とする。

(補助対象団体)

第3条 補助の対象となる団体は、川崎市技能功労者等表彰要綱に定める表彰対象職の技能職団体とする。

2 補助金交付対象団体の代表者又は構成員のうちに暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。）に該当する者がいてはならない。

(補助対象事業及び補助対象経費)

第4条 補助金の交付対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、次の各号に掲げる事業で、事業に要する費用が100,000円以上のものとする。

- (1) 講習会、研修会等の事業
- (2) 展示会、コンクール、競技会等の事業
- (3) その他、市長が第2条に規定する目的達成に必要と認める事業

2 補助金は、1会計年度内、1団体につき、1事業に限るものとする。

3 補助の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、別表に掲げる経費とする。

4 補助金は、補助対象経費の合計額の20パーセント以内の額とし、100,000円を限度とする。

(補助金の交付申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする団体は、川崎市技能職団体研修等補助金交付申

請書（第1号様式。以下「申請書」という。）及び誓約書（第2号様式）に次の各号に掲げる書類を添えて事業開始の1週間前までに市長に申請しなければならない。

- (1) 事業計画書
- (2) 事業予算書（第3号様式）
- (3) 会員名簿
- (4) その他市長が必要と認める書類

（交付の決定）

第6条 市長は、申請書を受理したときは、補助対象事業の実施計画及びその事業に係る経費等の内容を審査のうえ、適当と認めるものについて、補助金の交付を決定する。

（補助金の交付）

第7条 市長は、前条の規定により補助金の交付を決定した団体に対し、川崎市技能職団体研修等補助金交付決定通知書（第4号様式）を交付するものとする。

（事業計画変更・中止の届出）

第8条 申請書を提出した団体（以下「申請者」という。）は、補助対象事業について、その内容を変更し又は、中止しようとする場合は、速やかに市長に川崎市技能職団体研修等補助金に係る事業計画変更・中止届（第5号様式）を届け出なければならない。

（実績報告書の提出）

第9条 申請者は、補助対象事業を終了し、かつ当該事業に係る経費の支払を完了したときは、速やかに川崎市技能職団体研修等補助事業実績報告書（第6号様式）に次の各号に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 事業報告書
- (2) 事業決算書（第7号様式）
- (3) その他事業の実施状況を明らかにするもので、市長が必要と認める書類。

（補助金の額の確定）

第10条 市長は、前条による報告を受けた場合、速やかにその内容を審査し、適正であると認めたときは、補助金の額を確定し、その旨を補助金確定通知書（第8号様式）により、申請者に通知するものとする。

2 補助金確定通知書を受理した申請者は、速やかに市長に適正な請求書を提出しなければならない。

3 市長は、申請者に交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超

える補助金が交付されているときは、その超える部分の補助金の返還を命ずるものとする。

- 4 前項の補助金の返還期限は、返還の命令を受けたときから30日以内とし、期限内に納付されない場合は、未納に係る期間に応じて所定の年利の割合で計算した延滞金を課する。

(補助金の概算払い)

第11条 市長は、補助金について、相当の理由があると認めるときは、申請者の請求により、概算払をすることができる。

(交付決定の取消し)

第12条 市長は、補助金の交付決定を受けた団体が次の各号のいずれかに該当した場合は、補助金の交付決定を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正な手段により補助金の交付決定を受けたとき
- (2) 事業が補助金交付決定の内容に反したとき
- (3) 市長の付した条件又は指示に従わなかったとき

(補助金の返還)

第13条 市長は、前条の規定により補助金の交付決定を取り消した場合において、既に補助金を交付しているときは、期限を定めてその返還を命ずるものとする。

(書類の整備)

第14条 補助金の交付を受けた団体は、補助金の交付を受けた日から5年間、当該補助対象事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿等の証拠書類を整備し、かつ保管しておかなければならない。

附 則

この要綱は、昭和51年2月24日から施行する。

附 則

この改正要綱は、昭和57年4月1日から施行する。

附 則

この改正要綱は、平成4年4月1日から施行する。

附 則

この改正要綱は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

この改正要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この改正要綱は、平成29年4月1日から施行する。

別表（第4条関係）
補助対象経費区分

費目	内容
会場費	会場借上費、会場設営費等
※謝金	講師謝礼、モデル謝礼、出演料等
教材費	材料費等
会議費	会議室等使用料等
事務費	印刷製本費、通信費、消耗品費
旅費	外部講師等交通費
その他経費	保険料、雑費等

※謝金は団体外部の者に対する支払のみ補助対象とする。

誓約書

年 月 日

(宛先) 川 崎 市 長

所 在 地 (〒)

団 体 名

代表者氏名

印

電 話 ()

申請者及び申請者の構成員は、暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員）に該当せず、また、将来においても該当しないことを誓約します。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、交付決定の取消しその他の不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

また、貴職において必要と判断した場合には、本様式に記載された個人情報を神奈川県警察本部に提出することについて、同意します。

[名 簿]

役職	フリガナ 氏名	性別	住所	生年月日

(注) 氏名には、フリガナを付して下さい。

事業予算書

団体名 _____

(単位：円)

費目	内容	予算	内訳
会場費			
謝金			
教材費			
会議費			
事務費			
旅費			
その他経費			
計			

川崎市技能職団体研修等補助金交付決定通知書

川崎市指令 第 号

所在地

団体名

代表者氏名

年 月 日付で申請のあった川崎市技能職団体研修等補助金
については、川崎市技能職団体研修等補助金交付要綱第6条の規定に基づき、
次の条件をつけて 円を交付します。

年 月 日

川崎市長名

- 1 川崎市技能職団体研修等補助金交付要綱の定めに従ってください。
- 2 補助金は、他の経費に流用しないでください。
- 3 この事業の補助金交付額は、金 円を上限とします。事業終了後は、速やかに川崎市技能職団体研修等補助金事業実績報告書、事業報告書及び事業決算書を提出してください。なお、これにより過渡しとなった補助金については、返還していただきます。
- 4 偽り、その他不正な手続きで補助金の交付を受けたときは、補助金の全額又は一部を返還していただきます。

川崎市技能職団体研修等補助事業実績報告書

年 月 日

（宛先）川崎市 長

所在地（〒 ）

団体名

代表者氏名

印

電話（ ）

年 月 日付け川崎市技能職団体研修等補助金交付要綱第6条に基づき交付決定を受けました事業は、年 月 日完了いたしましたので、川崎市技能職団体研修等補助金交付要綱第9条に基づき、次の書類を添えて報告します。

1 事業報告書 別添のとおり

2 事業決算書 別添のとおり

事業決算書

団体名 _____

(単位：円)

費目	内容	予算(a)	決算(b)	差額(a-b)	内訳
会場費					
謝金					
教材費					
会議費					
事務費					
旅費					
その他経費					
計					

補 助 金 額 確 定 通 知 書

経 労 第 号

所 在 地

団 体 名

代 表 者 氏 名 印

電 話 ()

年 月 日 付 け で 実 績 報 告 の あ り ま し た 川 崎 市 技 能 職 団 体 研 修 等 補 助 金 に つ い て は 、 次 の と お り 確 定 し ま し た の で 通 知 し ま す 。

年 月 日

川 崎 市 長 名

- 1 交 付 決 定 年 月 日 年 月 日
- 2 交 付 決 定 通 知 番 号 川 崎 指 令 第 号
- 3 交 付 決 定 額 円
- 4 確 定 額 円